

中小企業信用保険法第2条第5項第4号認定書について

1. 認定要件

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。

- ・指定地域（伊丹市）において、1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

なお、「創業後1年を経過しておらず（業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満）、前年の売上高等を比較できない場合」や「1年前から店舗数や事業内容が増えている又は業態を変換したため、事業全体では売上高等の減少要件を充足しないが、一部店舗又は事業で要件を充足する場合」については、原則として以下のいずれかの基準を満たすことで、認定が可能となります。

- ・直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、20%以上減少していること。
- ・直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ・直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。

2. 対象中小企業者

- ・個人事業者の場合
事業実態のある事業所（店舗等）が伊丹市内にある事業者
- ・法人の場合
登記上の住所地又は事業実態のある事業所が伊丹市内にある事業者

3. 提出書類

- ①認定申請書（様式第4） 1部
- ②売上高等及び見込売上高等申告書 1部
- ③各月売上高等を確認できるもの（試算表、売上台帳等） 1部
- ④今後2か月分の売上高等見込が確認できるもの 1部
- ⑤確定申告書の写し【個人事業者の場合】 1部
- ⑥直近分の決算書の写し【法人の場合】 1部
- ⑦履歴事項全部証明書の写し【法人の場合】 1部

- ⑧許認可証の写し【許認可を必要とする業種の場合】 1部
⑨委任状【代理の方が来られる場合】 1部
※上記①②⑨は伊丹市ホームページよりダウンロードできます。

4. 認定書の発行

- ・認定書が複数枚必要な場合は、その枚数分をご提出ください。
- ・認定基準に合わない場合や書類不備等がある場合などは、認定できません。

5. 有効期間

認定書の有効期間は30日です。有効期間内にセーフティネット保証の申込みを行ってください。

6. 申込・問い合わせ先

伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課（市庁舎6階）

TEL：072(784)8047 FAX：072(784)8048